愛知県個人情報保護審議会答申の概要

答申第 176 号 (諮問第 181 号)

件名: 弁明書に記載されている該当文書等の不開示決定に関する件

1 開示請求

令和元年 12 月 24 日

2 原処分

令和2年1月30日(不開示決定)

愛知県警察本部長(以下「処分庁」という。)は、審査請求人に係る別記に掲げる保有個人情報の自己情報開示請求(以下「本件開示請求」という。)のうち、別記に掲げる請求内容 1(以下「請求内容 1」という。)については、審査請求人に対して既に複数回開示済みであり、現在も開示を受けることができることを理由として不開示とし、別記に掲げる請求内容 3(以下「請求内容 3」という。)については、不存在を理由として不開示とした。

3 審査請求

令和2年2月6日 原処分の取り消しを求める。

4 諮問

令和2年4月14日

5 審議会の結論

処分庁は、審査請求人に係る本件開示請求のうち、請求内容 1 については、起案文書(平成 27 年 1 月 19 日起案に係るもの)(以下「本件起案文書」という。)を開示等すべきであるが、請求内容 3 については、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

- 6 審議会の判断
 - (1) 判断に当たっての基本的考え方

愛知県個人情報保護条例(平成16年愛知県条例第66号。以下「条例」という。)は、第1条に規定されているとおり、実施機関の保有する個人情報の開示を請求する個人の権利を明らかにし、もって県政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審議会は、自己に関する保有個人情報の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って条例を解釈し、以下判断するものである

(2) 本件開示請求に係る不開示決定について

処分庁は、本件開示請求のうち、請求内容 1 については審査請求人に対して既に 複数回開示済みであり、現在も A 警察署で開示を受けることができることを理由と して不開示決定を、請求内容 3 については不存在を理由として不開示決定をしてい る。

これに対し、審査請求人は、審査請求書において、請求内容 1 及び請求内容 3 のいずれについても文書の開示を求めている。

したがって、本件開示請求のうち、請求内容 1 を審査請求人に対して既に複数回 開示済みであり、現在も A 警察署で開示を受けることができることを理由として不 開示決定をしたこと及び請求内容 3 を不存在を理由として不開示決定をしたことの 妥当性について、以下検討する。

(3) 請求内容1に係る不開示決定の妥当性について

ア 請求内容について

処分庁によれば、請求内容 1 については、審査請求人が提起した別件の審査請求において、処分庁が提出した弁明書(以下「別件の弁明書」という。)において述べたとおり、本件起案文書が該当する文書であり、既に審査請求人に開示済みであるとのことである。

当審議会において別件の弁明書を確認したところ、請求内容1のとおり、「受領した際に行ったその取扱いについての検討に加え、当該文書に関する提出者からの苦情申し立ての対応時において、それぞれ組織的な検討を行っている」と記載されていることが認められた。また、審査請求人がその該当部分の開示を求めており、その部分は本件起案文書が該当するものである旨記載されていることが認められた。さらに、当審議会において本件起案文書を確認したところ、処分庁が組織的に検討した内容が記載されていることが認められた。よって、本件起案文書が請求内容1に該当する文書であることが認められる。

イ 請求内容1の権利濫用該当性について

当審議会において処分庁から説明を聴取したところ、本件起案文書は、審査請求人により過去に複数回自己情報開示請求がなされ、既に複数回開示済みであることから権利の濫用であるとして、不開示決定をしたとのことである。

当審議会において審査請求人による過去の自己情報開示請求の内容及び請求に対する決定内容を確認したところ、審査請求人による過去の自己情報開示請求に対して、少なくとも7回は本件起案文書を特定し、決定していることが認められた。しかし、過去の自己情報開示請求の内容と本件開示請求の請求内容1とは同一ではないことが認められ、必ずしも意図的に重複した開示請求をしているとまでは認められず、少なくとも本件については行政に支障を与える目的があったとまではいえない。

ウ したがって、請求内容 1 が権利の濫用であるとまではいえず、処分庁は、本件 起案文書を特定して開示等すべきである。

- (4) 請求内容3に係る不開示決定の妥当性について
 - ア 請求内容 3 に係る対象保有個人情報について

自己情報開示請求の内容を基本として、審査請求書及び処分庁が作成した弁明書の内容も踏まえると、請求内容 3 に係る対象保有個人情報は、審査請求人が令和元年10月〇日に住民サービス課に苦情を申し立てたときの苦情処理結果が分かる文書で、審査請求人に既に開示されているものを除くものであると認められる。

- イ 請求内容 3 に係る対象保有個人情報の存否について
 - (ア) 当審議会において処分庁から説明を聴取したところ、請求内容 3 に該当する 文書として、住民サービス課と A 警察署で保管する警察安全相談等・苦情取扱 票(以下「本件警察安全相談等・苦情取扱票」という。)があるが、令和元年 11 月〇日付けの自己情報一部開示決定において、審査請求人に開示決定をしてお り、既に開示済みであるとのことである。

当審議会において本件警察安全相談等・苦情取扱票を確認したところ、審査請求人が令和元年10月〇日に住民サービス課に苦情を申し立てたときの苦情処理の内容が分かる文書であることが認められた。また、当審議会において当該一部開示決定を確認したところ、本件警察安全相談等・苦情取扱票を特定して決定していることが認められた。

よって、本件警察安全相談等・苦情取扱票以外の保有個人情報が対象保有個人情報であると解される。

(4) 審査請求人は、審査請求書において、開示された内容は、処理経過の途中分までであったので、その後の処理経過分についての開示を求めると主張している。

当審議会において本件警察安全相談等・苦情取扱票を確認したところ、所属 長指揮事項において解決したとされていることが認められた。また、審査請求 人からの苦情について、処理経過の途中であることをうかがわせる事情も認め られない。

- (ウ) 以上のことから、請求内容 3 に係る文書は、既に開示した文書以外には存在せず、本件開示請求において、既に開示済みの文書を除くとしていることから、不開示としたとする処分庁の説明に特段不自然、不合理な点があるとは認められない。
- (5) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、請求内容 3 を不存在を理由として不開示決定をしたことの妥当性については、前記(4)において述べたとおりであり、審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

(6) 付言

何人も、個人情報の開示を請求する権利は最大限尊重されるべきではあるが、正 当な理由なく、重複する開示請求が認められるわけではない。 処分庁が、本件開示請求のうち請求内容 1 のように、対象保有個人情報が過去に複数回開示したものと重複する開示請求を受けた場合には、請求人に対して、既に開示決定等されたものを除く旨を追記するなどの補正を求めることが望ましい。仮に、請求人が当該補正の求めに応じない場合には、個別具体的な事案に応じて、処分庁が補正非応答や権利濫用による不開示決定をすることも許容され得るものである。

(7) まとめ

以上により、「5 審議会の結論」のとおり判断する。

別記

- 1 弁明書 愛知県警察本部長名の3頁に「受領した際に言ったその取扱いについての 検討に加え、当該文書に関する提出者からの苦情申し立ての対応時において、それぞ れ組織的な検討を行っている」と記載されているので、その該当文書
- 3 令和元年10月〇日 住民サービス課課員へ苦情を申し立てた。その時の記録・処理 結果・処理結果がわかる関連文書(決裁文書を含む)。ただし、すでに開示済みのも のを除く。
- 1と3 請求日現在 住民サービス課及びA署で保管のもの